

平成18年度

十勝支庁管内市町村の普通会計決算の概要

平成19年12月

十勝支庁地域振興部地域政策課

平成18年度十勝支庁管内市町村決算の状況

1 決算規模

十勝支庁管内19市町村（1市、16町、2村）の普通会計の決算額は次のとおりとなっている。

- 歳入 2,031億90百万円（前年度2,122億96百万円）
- 歳出 2,002億29百万円（前年度2,098億40百万円）

平成17年度と比較すると、歳入は91億06百万円（△4.3%）、歳出は96億11百万円（△4.6%）とそれぞれ減少している。

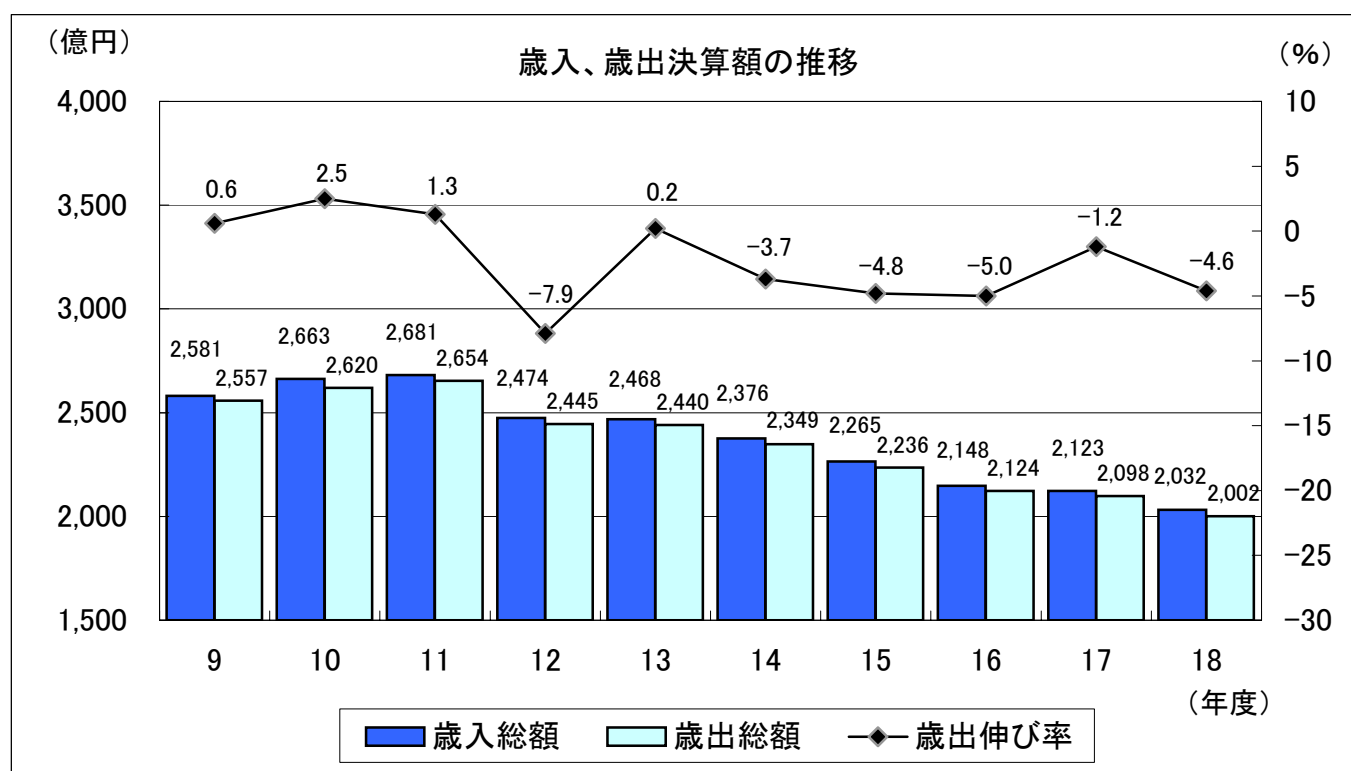
区分	平成18年度	平成17年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	2,031億90百万円	2,122億96百万円	△91億06百万円	△4.3%	△1.2%
歳出総額	2,002億29百万円	2,098億40百万円	△96億11百万円	△4.6%	△1.2%

2 決算収支

歳入歳出差引額（形式収支）は29億61百万円の黒字となっている。

形式収支から繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、24億77百万円の黒字となっている。

なお、前年度に引き続き、実質収支は管内19市町村全て黒字となっている。



3 歳入

歳入決算額の特徴としては、次のとおりである。

- ① 地方税は、市町村民税の個人分が定率減税の半額措置等により増加したものの、固定資産税が評価替えにより減少したため、1.9%の減少となっている。
- ② 地方交付税は、国庫補助負担金改革による一般財源化の影響により需要額が増加したものの、投資的経費の減少や平成17年国勢調査人口への算定替えなどにより1.6%の減少となっている。
- ③ 地方譲与税等は、三位一体の改革による税源移譲に伴う所得譲与税の増加により、6.5%の増加となっている。
- ④ 地方債は、普通建設事業費の減少に伴い、その財源としての地方債発行額の減少などにより16.9%の減少となっている。

歳入決算額の状況

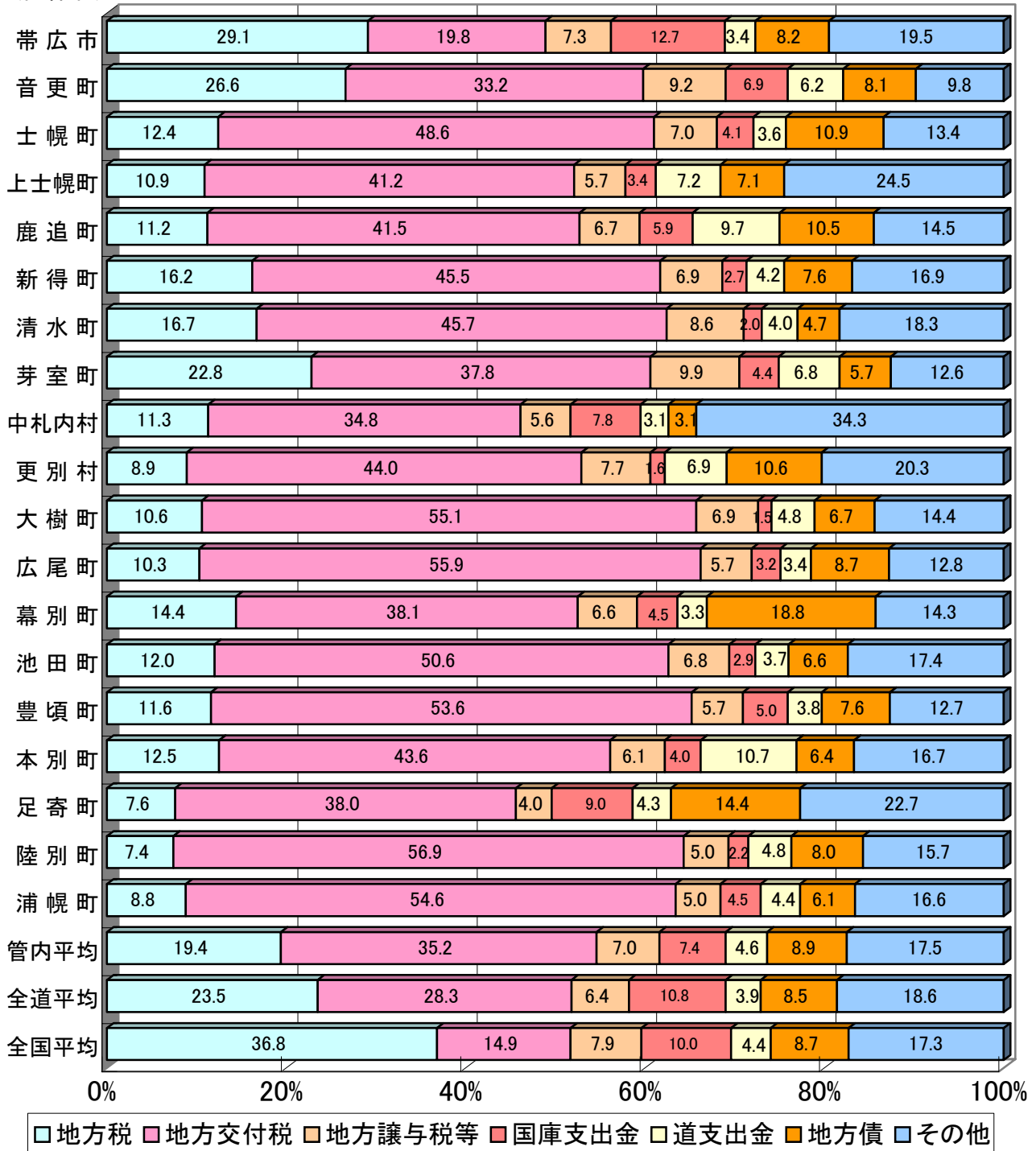
(単位:百万円、%)

区 分	平成18年度		平成17年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
地 方 税	39,480	19.4	40,225	18.9	△ 745	△ 1.9
地 方 交 付 税	71,557	35.2	72,697	34.2	△ 1,140	△ 1.6
地 方 譲 与 税 等	14,232	7.0	13,361	6.3	871	6.5
小計(一般財源)	125,269	61.7	126,282	59.5	△ 1,014	△ 0.8
国 庫 支 出 金	15,056	7.4	16,518	7.8	△ 1,463	△ 8.9
道 支 出 金	9,382	4.6	11,489	5.4	△ 2,107	△ 18.3
地 方 債	18,126	8.9	21,816	10.3	△ 3,690	△ 16.9
そ の 他	35,358	17.4	36,191	17.0	△ 834	△ 2.3
合 計	203,190	100.0	212,296	100.0	△ 9,106	△ 4.3

- (注) 1 地方譲与税等には、「地方譲与税」の他「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式譲渡所得割交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「軽油・自動車取得税交付金」、「地方消費税交付金」、「地方特例交付金」を含んでいる。
 2 国庫支出金には、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含んでいる。
 3 各項目において端数調整しているため、合計と内訳は一致しないことがある。

平成18年度歳入決算額の構成比

(団体名)



管内平均の歳入決算額の構成比を見ると、地方税の占める割合は19.4%であり、全国平均36.8%及び全道平均23.5%と比べ、それぞれ17.4ポイント、4.1ポイント下回っている。

これに対して、地方交付税の占める割合は35.2%であり、全国平均14.9%及び全道平均28.3%と比べ、それぞれ20.3ポイント、6.9ポイント上回っている。

4 歳出

歳出決算額の特徴としては、次のとおりである

- ① 義務的経費は、人件費が各団体の行政改革努力や厳しい財政状況を反映した職員給与の削減などにより、昨年度に引き続き減少（△0.4%）しているが、公債費などが増加したため、増減率は横ばいとなっている。
- ② 投資的経費は、公共事業の抑制や事業規模の見直しなどにより普通建設事業費が前年度に引き続き抑制（△13.2%）されたため、12.1%の大幅な減少となっている。
- ③ 歳出構成比で見ると、普通建設事業費などの投資的経費は決算額で大幅な減少となったため構成比においても1.3ポイント減少している。
また、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は決算額では減少しているものの、歳出全体の決算額が4.6%減少しているため、構成比では2.0ポイント増加している。

歳出決算額(性質別)の状況

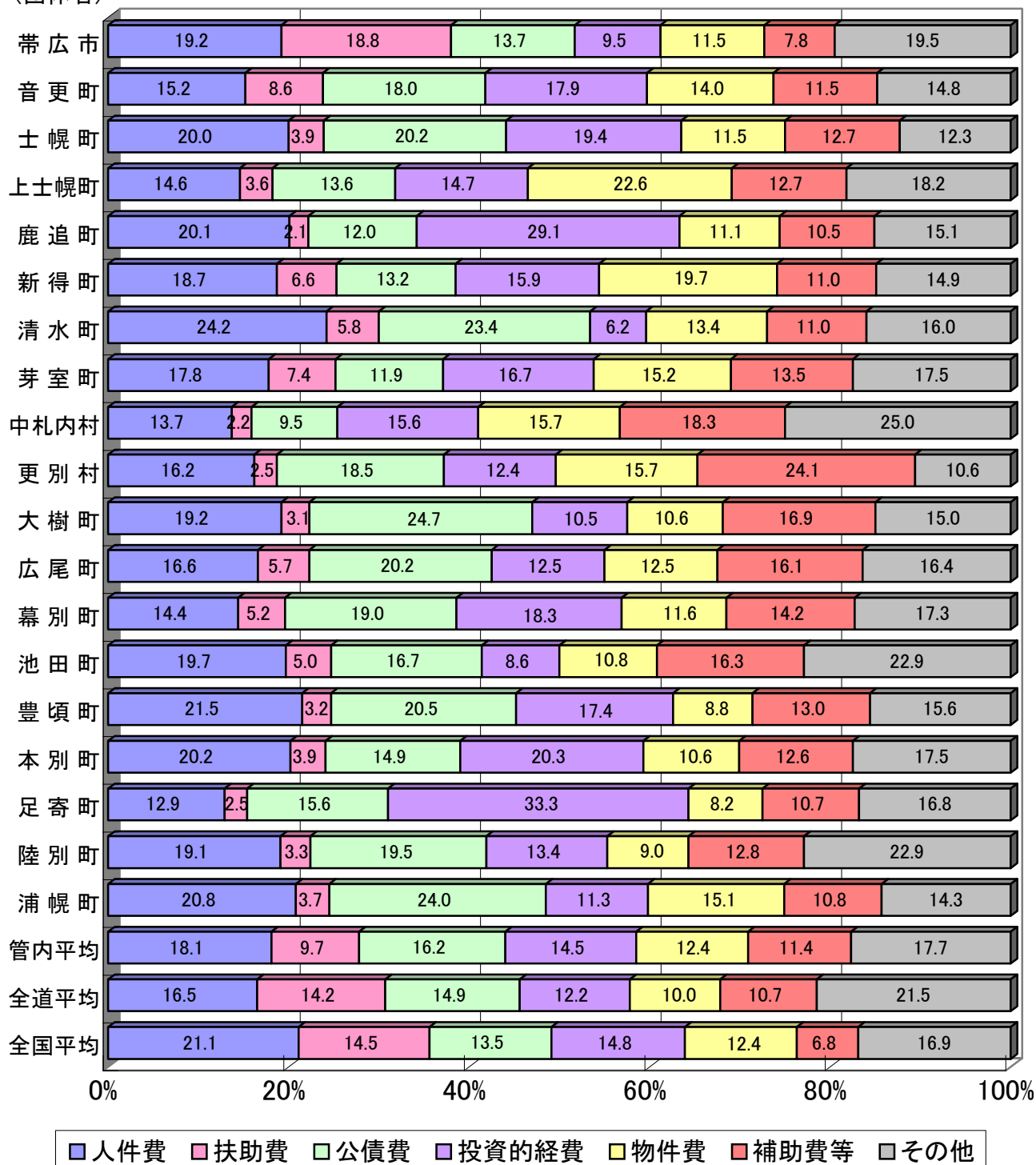
(単位:百万円、%)

区 分	平成18年度		平成17年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
義務的経費	88,011	44.0	88,047	42.0	△ 36	△ 0.0
人件費	36,172	18.1	36,330	17.3	△ 157	△ 0.4
扶助費	19,498	9.7	19,477	9.3	21	0.1
公債費	32,340	16.2	32,240	15.4	101	0.3
投資的経費	29,085	14.5	33,090	15.8	△ 4,005	△ 12.1
普通建設事業費	28,392	14.2	32,694	15.6	△ 4,302	△ 13.2
うち補助事業費	13,162	6.6	14,759	7.0	△ 1,597	△ 10.8
うち単独事業費	15,230	7.6	17,935	8.5	△ 2,705	△ 15.1
災害復旧事業費	669	0.3	367	0.2	302	82.2
失業対策事業費	24	0.0	28	0.0	△ 4	△ 15.4
その他経費	83,133	41.5	88,704	42.3	△ 5,571	△ 6.3
物件費	24,913	12.4	24,762	11.8	151	0.6
維持補修費	2,985	1.5	3,139	1.5	△ 154	△ 4.9
補助費等	22,821	11.4	28,225	13.5	△ 5,404	△ 19.1
投資、出資、貸付金	10,541	5.3	10,635	5.1	△ 94	3.0
繰出金	16,831	8.4	16,826	8.0	5	0.0
積立金	5,041	2.5	5,116	2.4	△ 75	△ 1.5
合 計	200,229	100.0	209,840	100.0	△ 9,611	△ 4.6

- (注) 1 「うち補助事業費」には、補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費のうち補助事業費が含まれている。
 2 「うち単独事業費」には、単独事業費、同級他団体施行事業負担金、道営事業負担金、受託事業費のうち単独事業費が含まれている。
 3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

平成18年度歳出決算額の構成比

(団体名)



管内平均の歳出決算額の構成比を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の占める割合は44.0%であり、全国平均49.1%及び全道平均45.6%と比べ、それぞれ5.1ポイント、1.6ポイント下回っている。

また、投資的経費の占める割合は14.5%であり、全国平均14.8%と比べ0.3ポイント下回っているが、全道平均12.2%と比べ2.3ポイント上回っている。

5 財政指標等

(1) 経常収支比率

管内市町村の経常収支比率の平均値は86.2%で前年度(84.8%)と比べ1.4ポイント上昇しているが、全国平均90.3%及び全道平均91.1%と比べ、それぞれ4.1ポイント、4.9ポイント下回っている。

また、平成9年度と比較した場合、この10年間で9.1ポイント上昇しており、財政の硬直化があらわれている。

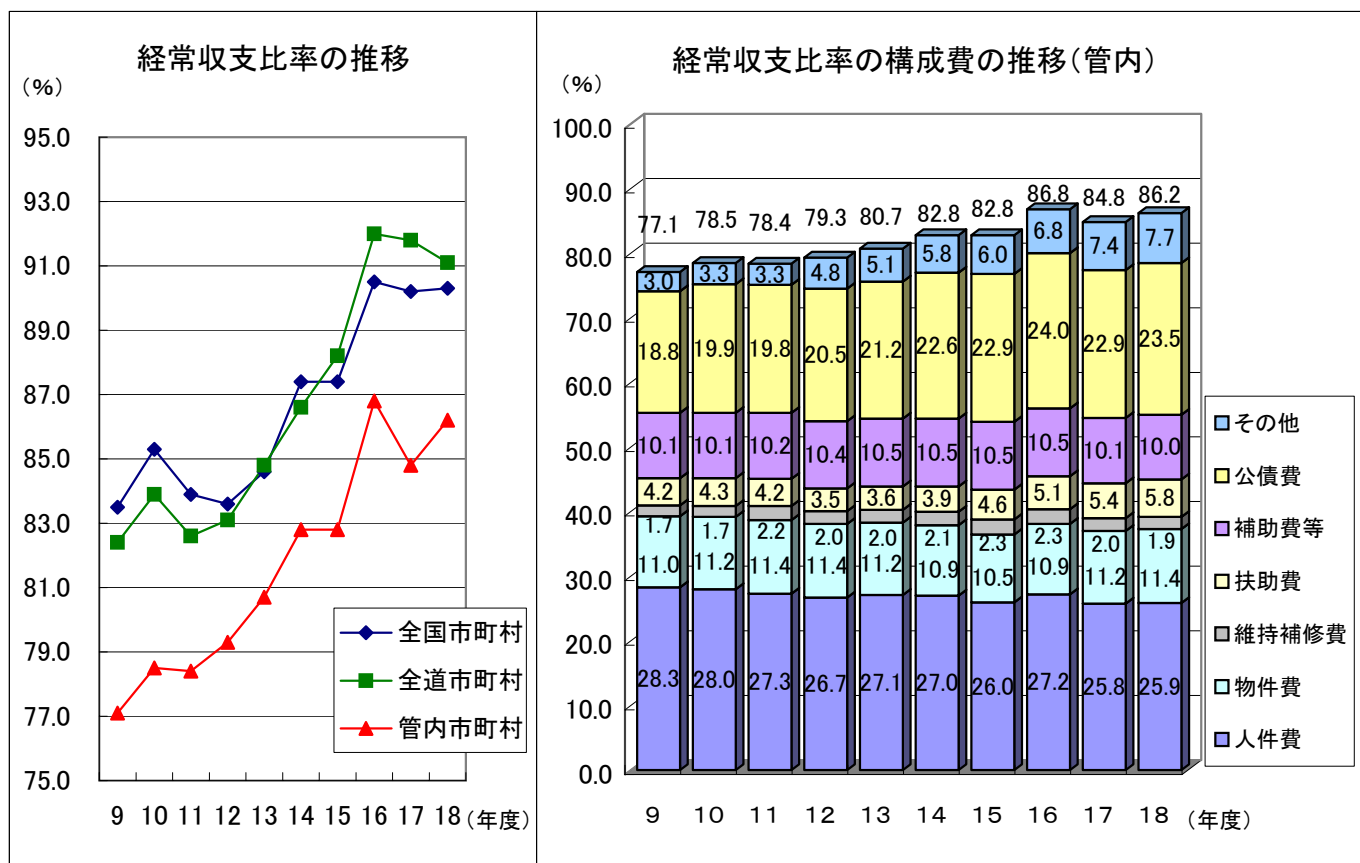
経常収支比率の推移

(年度、%)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
管内市町村	77.1(75.8)	78.5(77.3)	78.4(78.1)	79.3(79.0)	80.7(83.5)	82.8(88.8)	82.8(91.0)	86.8(92.9)	84.8(89.5)	86.2(90.4)
うち人件費	28.3(27.8)	28.0(27.6)	27.3(27.2)	26.7(26.6)	27.1(28.0)	27.0(29.0)	26.0(28.5)	27.2(29.2)	25.8(27.2)	25.9(27.2)
うち扶助費	4.2(4.1)	4.3(4.2)	4.2(4.2)	3.5(3.5)	3.6(3.8)	3.9(4.2)	4.6(5.1)	5.1(5.5)	5.4(5.7)	5.8(6.1)
うち公債費	18.8(18.5)	19.9(19.6)	19.8(19.7)	20.5(20.5)	21.2(21.9)	22.6(24.3)	22.9(25.1)	24.0(25.7)	22.9(24.1)	23.5(24.7)
全道市町村	82.4(80.6)	83.9(82.4)	82.6(82.3)	83.1(82.7)	84.8(87.4)	86.6(92.4)	88.2(97.9)	92.0(99.3)	91.8(97.2)	91.1(95.4)
うち人件費	30.4(29.8)	30.1(29.5)	29.0(28.9)	28.0(27.9)	28.2(29.1)	27.5(29.4)	26.6(29.5)	27.4(29.6)	26.6(28.2)	25.8(27.1)
うち扶助費	5.9(5.7)	6.2(6.1)	6.2(6.2)	5.5(5.4)	5.8(6.0)	6.2(6.6)	7.1(7.8)	7.6(8.2)	8.1(8.5)	8.7(9.1)
うち公債費	18.8(18.4)	19.8(19.4)	19.9(19.8)	20.4(20.3)	21.2(21.9)	22.3(23.8)	23.7(26.3)	24.4(26.4)	24.1(25.5)	23.7(24.8)
全国市町村	83.5(81.4)	85.3(83.2)	83.9(83.3)	83.6(83.0)	84.6(87.2)	87.4(92.5)	87.4(97.0)	90.5(98.0)	90.2(95.8)	90.3()

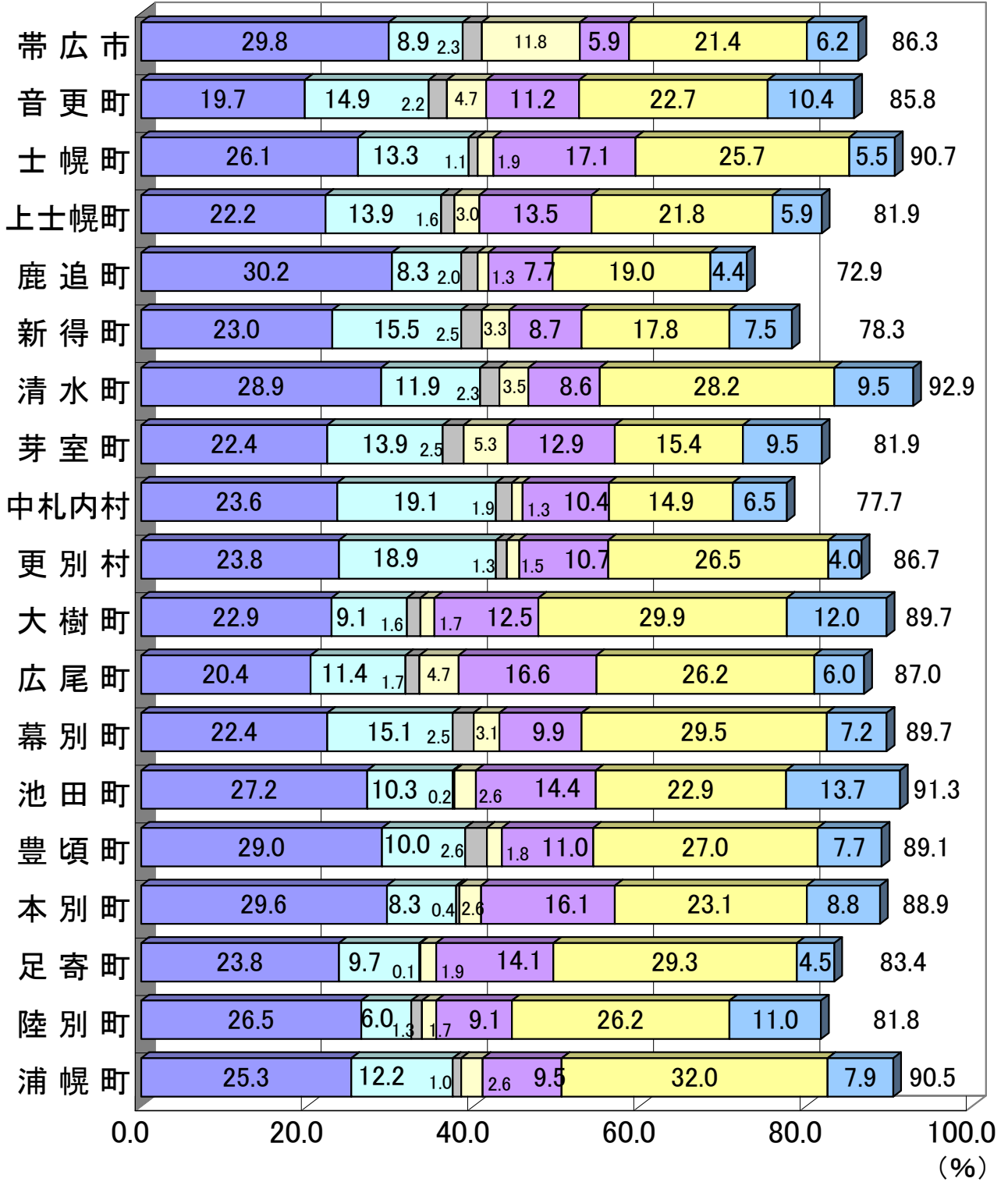
(注) 1 加重平均である。

2 ()は、H9～H12については、減税補てん債相当額(H9は臨時税収補てん債)を経常一般財源に加算して算出したものであり、H13～H18については、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から控除して算出したものである。



平成18年度経常収支比率の構成比(管内)

(団体名)

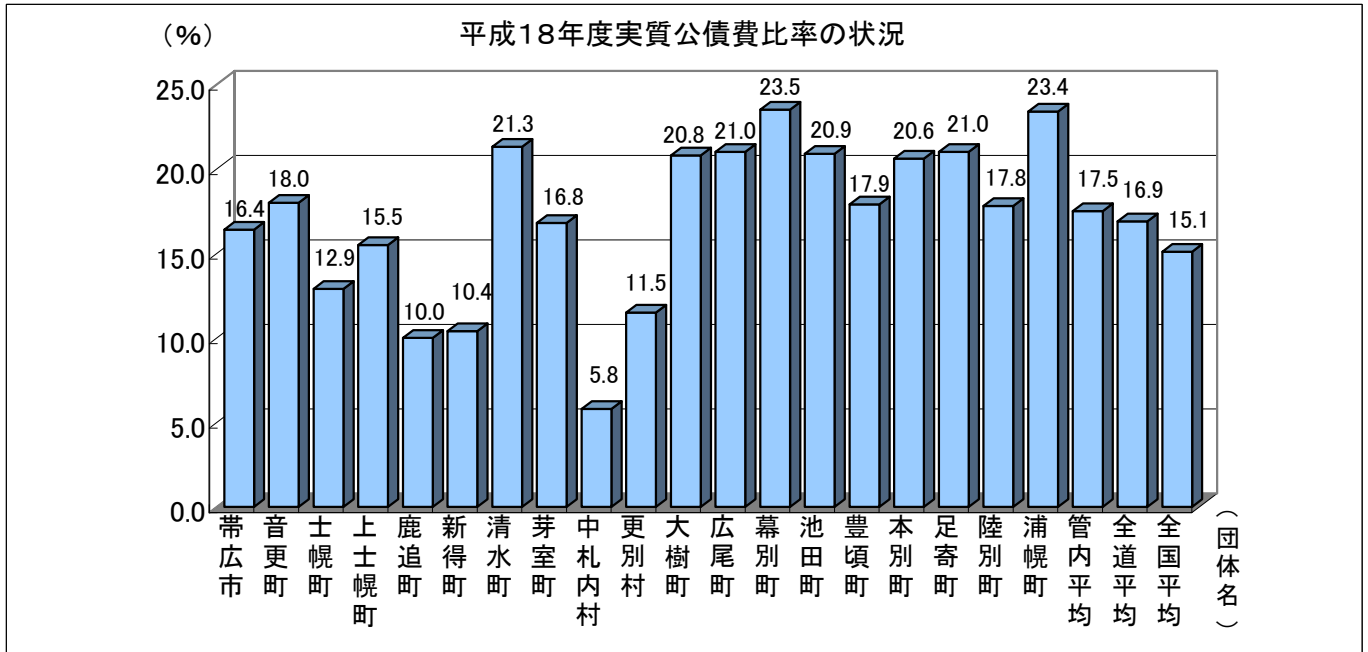


■人件費 ■物件費 ■維持補修費 ■扶助費 ■補助費等 ■公債費 ■その他

(2) 実質公債費比率

管内市町村の実質公債費比率の平均値は17.5%であり、前年度(16.6%)と比べ一部算出方法の変更もあったため0.9ポイント上昇し、全国平均15.1%及び全道平均16.9%と比べ、それぞれ2.4ポイント、0.6ポイント上回っている。

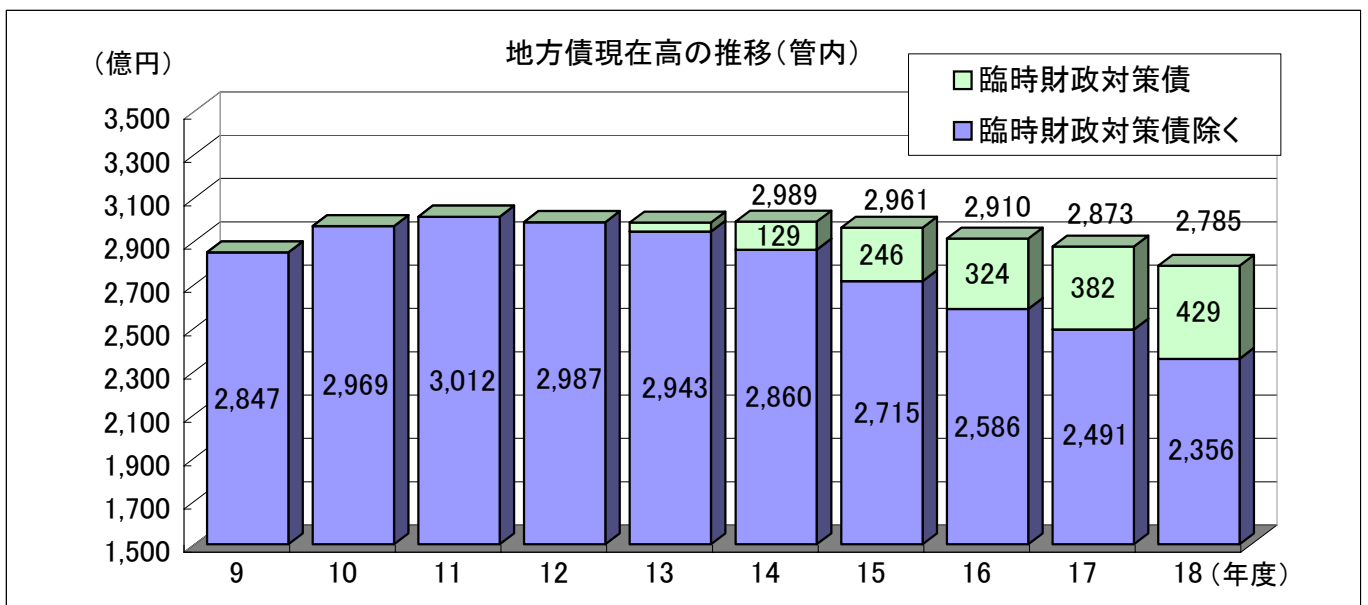
地方債の許可団体となる実質公債費比率18.0%以上の団体は、9町となっている。



(3) 地方債現在高

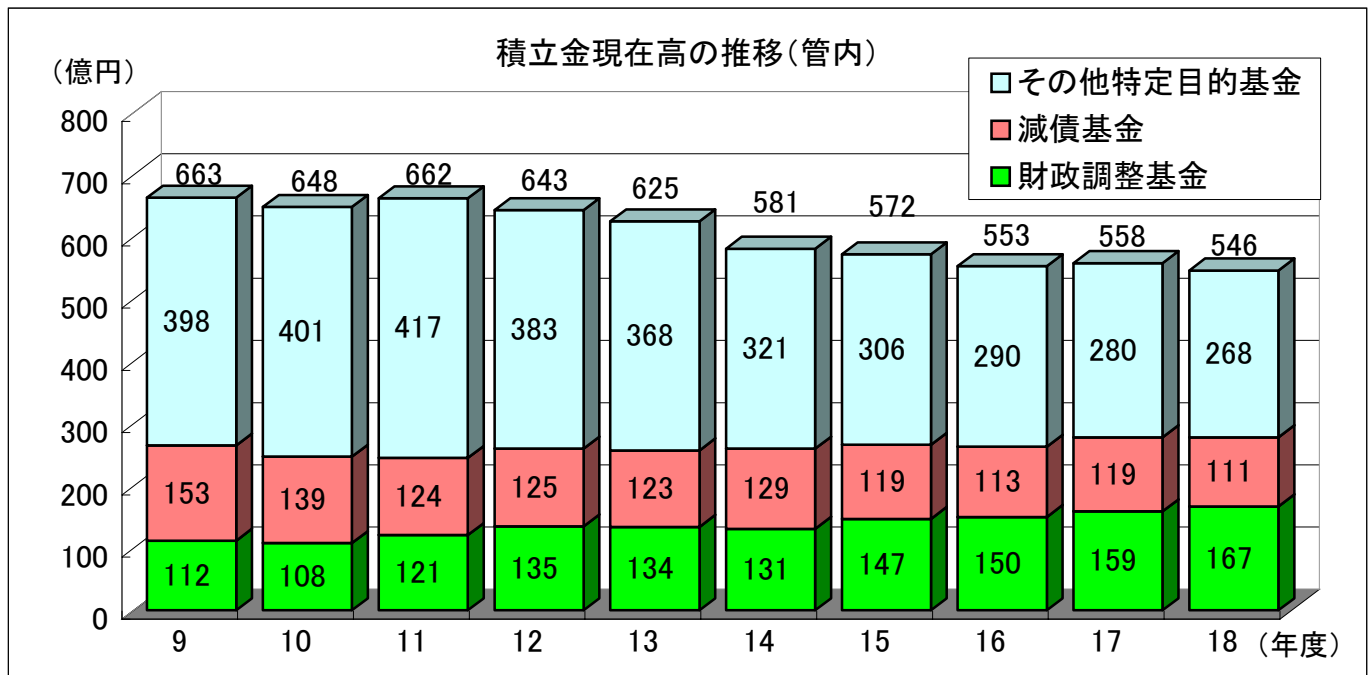
管内市町村の平成18年度末地方債現在高は、2,785億39百万円で前年度末(2,873億16百万円)と比べ87億77百万円、3.1%減少している。

主な要因は、平成10年度をピークに普通建設事業費が減少したことに伴う、地方債発行額の減による。



(4) 積立金現在高

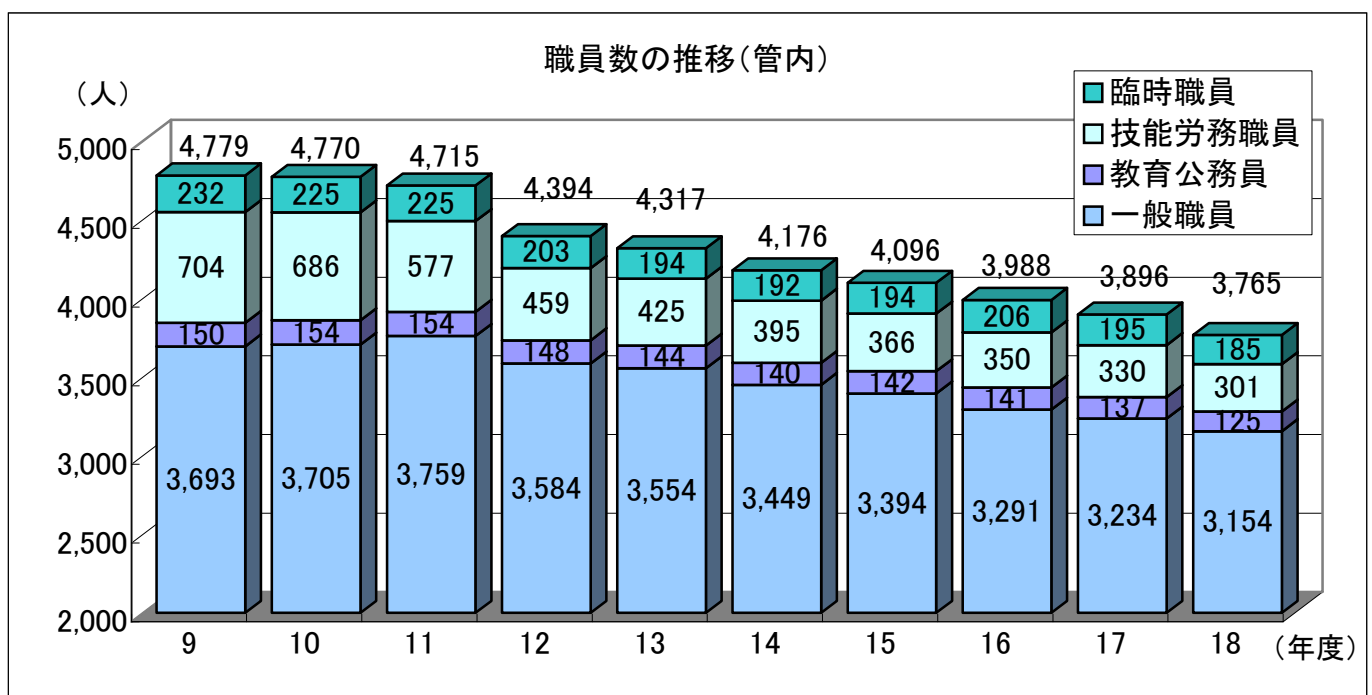
管内市町村の平成18年度末積立金現在高は、546億33百万円で前年度末(557億95百万円)と比べ11億62百万円、2.1%減少している。



(5) 職員数の推移

管内市町村の職員数は、行政改革及び厳しい財政状況から退職者の不補充や新規採用職員の抑制により、平成19年4月1日現在3,765人で、前年度(3,896人)と比べ131人、3.4%減少している。

また、平成9年度と比較した場合、この10年間で1,014人、21.2%減少している。



※臨時職員とは、1年を超えて臨時的に任用した職員のこと。

市町村の財政状況(平成18年度決算)

(単位:千円、%)

団体名	住基人口 H19.3月末	財政力 指数	標準財政 規模	歳入総額	歳出総額	実質収支	経常収支比率			実質公債費 率	地方債残高	積立金残高	債務負担 行為残高	
							うち人件費	うち扶助費	うち公債費					
帯広市	170,286	0.578	37,742,626	70,937,471	70,605,116	296,686	86.3	29.8	11.8	21.4	16.4	99,207,596	5,878,341	17,430,351
音更町	43,925	0.458	10,576,149	15,529,836	15,246,890	241,902	85.8	19.7	4.7	22.7	18.0	22,413,074	2,569,762	750,402
士幌町	6,789	0.264	4,380,020	6,629,441	6,475,665	136,313	90.7	26.1	1.9	25.7	12.9	9,534,851	5,316,481	216,349
上士幌町	5,382	0.251	3,301,529	6,004,529	5,862,093	109,817	81.9	22.2	3.0	21.8	15.5	6,341,703	3,749,165	388,549
鹿追町	5,851	0.286	3,369,049	5,988,107	5,926,965	57,962	72.9	30.2	1.3	19.0	10.0	6,806,538	2,251,423	551,541
新得町	7,093	0.296	3,815,023	5,756,916	5,656,344	100,492	78.3	23.0	3.3	17.8	10.4	5,921,030	3,999,224	356,082
清水町	10,626	0.312	4,767,232	6,922,928	6,816,829	92,450	92.9	28.9	3.5	28.2	21.3	9,965,574	1,616,556	4,936,057
芽室町	19,014	0.430	6,691,924	9,714,402	9,444,409	140,159	81.9	22.4	5.3	15.4	16.8	9,796,492	2,641,953	1,619,611
中札内村	3,994	0.307	2,221,227	4,541,663	4,434,245	77,998	77.7	23.6	1.3	14.9	5.8	4,080,203	3,027,577	706,066
更別村	3,397	0.249	2,510,461	4,163,724	4,063,974	99,750	86.7	23.8	1.5	26.5	11.5	4,578,273	3,271,466	271,459
大樹町	6,362	0.223	4,255,985	6,182,900	5,835,375	325,037	89.7	22.9	1.7	29.9	20.8	10,682,426	1,497,559	605,439
広尾町	8,471	0.197	4,881,090	7,267,697	7,100,574	132,740	87.0	20.4	4.7	26.2	21.0	16,460,241	1,907,012	627,505
幕別町	27,445	0.319	8,932,207	15,791,677	15,560,875	205,878	89.7	22.4	3.1	29.5	23.5	23,841,748	3,523,000	2,385,359
池田町	8,286	0.249	3,608,256	5,672,893	5,551,782	108,625	91.3	27.2	2.6	22.9	20.9	7,067,053	1,468,037	654,065
豊頃町	3,822	0.211	2,848,225	4,293,775	4,238,684	44,715	89.1	29.0	1.8	27.0	17.9	6,598,306	1,945,240	528,765
本別町	8,864	0.280	4,130,962	7,235,858	7,126,192	85,194	88.9	29.6	2.6	23.1	20.6	7,812,950	1,725,108	706,416
足寄町	8,359	0.219	4,930,381	10,754,650	10,620,822	88,170	83.4	23.8	1.9	29.3	21.0	13,068,090	3,851,160	404,670
陸別町	2,938	0.169	2,481,309	3,894,728	3,835,734	58,994	81.8	26.5	1.7	26.2	17.8	5,336,836	3,707,371	431,737
浦幌町	6,103	0.183	3,820,761	5,906,569	5,826,303	73,985	90.5	25.3	2.6	32.0	23.4	9,025,825	686,379	772,071
町村計	186,721	0.295	81,521,790	132,252,293	129,623,755	2,180,181	86.1	24.1	3.1	24.5	18.0	179,331,213	48,754,473	16,912,143
支庁合計	357,007	0.379	119,264,416	203,189,764	200,228,871	2,476,867	86.2	25.9	5.8	23.5	17.5	278,538,809	54,632,814	34,342,494
全道合計	5,600,705	0.452	1,526,293,352	2,825,084,010	2,830,387,573	▲ 9,565,356	91.1	25.8	8.7	23.7	16.9	3,730,347,389	425,948,565	335,712,149

※地方債残高は特定資金公共投資事業債を含む。

※各種比率は加重平均

用語解説

○形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額－歳出総額

○実質収支

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（純剰余または純損失）

○実質収支比率

実質収支比率とは、標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率は赤字比率ともいい、赤字比率が20%以上の赤字団体は、地方財政再建特別措置法に定める財政再建計画をたてて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもって公共施設、公用施設の建設事業等の財源とすることはできません。

実質収支額／標準財政規模

○一般財源

使途の指定されていない財源であるが、考え方により範囲に広狭があります。ここでは、次の2種類のものを一般財源としています。

- ①市町村税（目的税、交付金を含む。）、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
- ②上記①に掲げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、財産収入、諸収入及び地方債などのうち使途の特定されないもの。

○経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの。

○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費＋扶助費＋公債費

○投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費

○経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減税補てん債＋臨時財政対策債}} \times 100$$

○財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額／基準財政需要額

○基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいいます。

単位費用×（測定単位の数値×補正係数）（各行政項目ごとに算定）

○基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

（市町村）標準的な地方税収入×100分の75＋地方譲与税等

○標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

$$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税額}$$

○実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

- A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）
F：臨時財政対策債発行可能額

* 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

- ① 公営企業債の元利償還金
- ② 繰上償還を行ったもの
- ③ 借換債を財源として償還を行ったもの
- ④ 満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ⑤ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

* 「準元利償還金」（上記B関連）

- ① 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

* 起債制限比率との相違点

- ① 実質的な公債費を算定対象に追加
 - ・ 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
 - ・ PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- ② 満期一括償還方式の地方債に係るルール統一
 - ・ 減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入
 - ・ 減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映